

福岡都市圏南部環境事業組合 議会議員の選挙について

福岡都市圏南部環境事業組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、福岡都市圏南部環境事業組合議会の議員を選挙する。

令和3年12月21日

太宰府市議会議長

選挙する議員の数 2人

(選挙の結果)

議 員 _____

議 員 _____

(参 考)

◎福岡都市圏南部環境事業組合同規約

第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員（以下「組合議員」という。）の定数は10人とし、関係市町からそれぞれ2人を選任するものとする。

2 組合議員は、関係市町の議会において、当該関係市町の議会の議員のうちから選挙する。

3 組合議員に欠員を生じたときは、欠員となった組合議員の属していた関係市町の議会において、速やかに選挙によりこれを補充しなければならない。

第6条 組合議員の任期は、それぞれの関係市町の議会の議員としての任期による。

2 前条第3項の規定により補充された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。